

養護過程における児童の人格形成上の課題

—直接処遇職員の専門性をめぐって(その2)—

研究第9部

吉 沢 英 子・橋 本 泰 子
滝 口 桂 子・福 島 一 雄
中 一 郎・川 西 康 裕

I. 直接処遇職員の専門職化にむけて

1960年～1970年にかけて、「社会福祉士法制定案」が論議されたが、1970年5月にその案は撤回された。とくに現業にある職員からの反対の声も多かった。いわば、福祉労働者を分断する意味で、一種、二種という等級があると、専門職化することは保守的で、福祉労働論を阻害するものであるというような風潮のもとで、一時は専門職の確立のための資格条件を云々することすら、さけていたほどであった。

専門職化することは、科学性に裏付けられた資格条件を満たしていること、養成訓練の体系化がはかられていること、が当面の課題である。してみれば、専門職としての処遇職員は、質の高いというか、濃いというか、効果的な処遇を提供することが第一である。その効果的対応の成果は、労働条件を自ら高め、徐々に改善の方向を生みだしていくものであるといえよう。

ときには、社会福祉施設の職員に専門教育は不要であるという声があったり、福祉専攻外の職員の方が入所者の処遇効果に期待がもてるという施設管理者の訴えに近い声を耳にする。

一方で医師、心理判定員、S.T.、P.T.、らと協働の場に働く職員の声には、専門性がないために「何が専門なのか」わからない。職場で一段階低くみられがちである。仕事の内容から云えば、対象者に有効な働きをしているのにと自負しているながらも、ひげ目を感じている思いをしている者もいる。

これらの状況下において、専門職化への努力とその裏付けとしての専門性といわれる実質を明らかにすることに意味があると思われる。

中央社会福祉審議会において、1980年に4回もたれた

社会福祉関係職員の資格問題懇話会では、社会福祉従事職員の資格問題について「将来を展望しつつ実効性のある措置を講じていく必要性」を強調して、従来の資格認定講習のあり方、現任研修の強化、施設の管理指導職員の研修体制の行政による整備の必要性などの方向性を打出している。

さらに(1979年)平田富太郎日本社会事業大学長を代表とする研究者たちは、社会福祉施設のサービスの質を高めるための基本的条件として、施設長および基幹となる処遇職員のあり方を、厚生省に提出した要望書の中で、次のように述べている。

その一つは、社会福祉についての哲学、理念を体得していること、その二つには、科学的専門的知識と専門技術を身につけていること、その三には、十分な実習訓練を受けていることをあげて、任用資格の明確化と、福祉専門教育履習者を優先的に配置することを要望しているのである。その背景には、それにとりだけの福祉専門教育の充実及び現任訓練のシステムの強化をはかることの重要性を、暗々裡に促しているものと考えられる。ところが、現状では、福祉施設職員、直接処遇職員の背景は、専門教育やその養成機関を経ていない者が多く、職員の資質の向上、その確保が適切になされることが急務ともいわれている。加えて、現任研修の体系もなく、現に養成課程からも、児童指導員、生活指導員、寮母などは脱落している。児童福祉施設の保母の養成に関しては、十分とはいえないまでも、従来から整ってはいるが、その内容については問題が残される。とくに将来を展望したときに、施設の機能の問いなおしが求められ、果して従来のカリキュラムでよいか否かが問われなければならない。加えて人口構造の変化、生活観の変化等にもとづくニーズの多様化にこたえうる職員の専門性の課題は、よりきびしく見直していくことが迫られてい

る時期にあるのが現状である。

第9部では、既に昭和55年度よりこの課題を手がけ、研究員全員（吉沢、橋本、福島、滝口、中、川西）で研究協議及び、施設職員に対する専門性の内容や、意識調査を試み結果分析を行ってきた。「専門職制度をめぐる諸批判分析」「養護施設及び教護院における生活指導内容の差異」「生活援助にかかわる専門性とは」「生活過程のとらえ方と養護のポイント」「養護の専門性を規定するものは何か」「保母という職種の評価—他の職種からみて—」「保育の専門性」「養護課程に内在している特性とは」「賃金体系からみた保母、指導員の位置」というテーマのもとに、研究員がそれぞれ発題者となり、既存の諸資料にもとづき、協議を重ねてきた。率直にいうと未だ明確な、そして科学的に裏付けのできる専門性の中味の指摘は、困難である。その研究協議過程をふまえて今回は、橋本泰子が独自の見解をふくめ研究過程上の56年度のまとめにあたったわけである。

なお、57年度は、従来の現任研修カリキュラムの内容の分析を試みたなかで、研修システムの手がかりと、より専門性の具体的内容にふれていきたいと思っている。

（吉沢 英子）

II 養護施設における直接処遇職員の専門性について

1 はじめに

養護施設は、「乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護することを目的とする施設」（児童福祉法第41条）である。養護施設における直接処遇職員の専門性を論ずるにあたり、ことさらに養護施設の目的をあげたのは、その設置目的の原点に立ち返って職務内容にかかる専門性を考えるべきではないかと思うからである。

社会福祉実践にたずさわる職員の専門職制について、あるいは職務の専門性について、今までも盛んに論議されてきたが、このなかで、養護施設職員の専門職制や専門性についても熱心な研究・討議が行われてきた。ただし、これらの論議の多くのものは、それぞれの年代の社会的背景を反映して、専門職として社会的地位づけを獲得するための論議であったり、養護を要する児童の多様化、問題化傾向の中での治療や指導性を強調する研究であったと言っても過言ではないであろう。もち論、養護施設入所児童に対する処遇の質を高めるためには、その専門性を高めるテコとして専門職制を確立することは重

要な要素であるし、今後もその実現への努力を続けなければならない課題である。また、児童をとりまく社会的な生活環境が一層悪化、不安定化する中で、社会的病理現象としての家庭崩壊はますます進行する傾向にあること等から、要養護児童にも高度の生活治療・生活訓練等を要する者がふえていることも疑いのない事実である。専門職制度への努力や問題性の高い養護児童への研究的アプローチや専門的養護実践に対しては、高い評価が与えられるべきである。

ただし、養護施設職員の専門性を論ずるとき、以上のような点にとらわれすぎたあまり、養護施設本来の固有の機能である“環境上養護を要する児童を入所させて養護する”という家庭代替機能に対する研究や論議が後まわしにされていたように思われる。この“誰でもできそうにみえる”いわば専門性の低いようにみえる家庭代替機能に対する専門性への着目なしには、養護施設の専門性論議は片手落ちのように考えられる。そのため、養護施設の機能の基本に立ちかえって、養護施設職員に専門性が要求されるのか、専門性に対する一般的な評価が低いのはなぜなのか、さらに専門性を高めるためにはどうしたらよいか等について論じてみたい。

なお、ここでいう直接処遇職員とは、養護施設に配置されなければならない職員——施設長、児童指導員、保母、職業指導員（職業補導設備を有する施設の場合）、栄養士、事務員、調理員、用務員、嘱託医——のうちの児童指導員と保母のこととしたい。入所児童の処遇に直接かかわる児童指導員と保母の職務内容の違いは、各々の施設の運営の理念や職員構成などによって異なるが、参考までに一般的な職務内容をあげれば表1のとおりである。

ところで、養護施設における養護の目標は次のとおりと考える。

(1) 生存と生活の保障

食事、睡眠、住まい、衣服などの基本的な生活維持はもちろんのこと、生活のすべての部面において、安定した快適な条件をつくること。

(2) 成長発達の保障

心理的に物的に適正な生活環境のなかで、心身の健全な成長発達をめざすこと。

(3) 幸福追求の保障

豊かな愛情に支えられた、安定感と充足感にみちた生活を保障し、さらに主体的に、積極的に人生を創造していく生活を保障すること。

以上の目標を集団としての高まりの中で個別に保障していきたい。

表1 指導員・保母の職務内容

職 種	職 務 内 容
児童指導員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設長を補佐して施設運営方針の決定に参画し他の職員に周知徹底 2. 年間の指導過程、行事計画、職務分担、指導技術の調査研究等の大綱の立案 3. 担当児童の生活指導についての年間、週間または日々の具体的な実施計画の立案 4. 運動会、同窓会、各種記念行事等の実施 5. 通学児童の予習・復習の指導、勤労意欲のかん養、職業知識の啓蒙 6. 児童の保護者、学校、保護受託者、職業補導所等との連絡調整 7. 退所児童の事後補導 8. 事故防止のための施設内外の巡視、非常災害時の児童の救出および事故処理 9. 児童の移送、引取り、無断外出児の捜査等、問題児に対する指導（ケース・ワーク等）
保 母	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童指導員の立案計画による生活指導について具体案の作成及びこれに基づく指導 2. 児童の被服の着脱、選定、修理、寒暖に対する調整 3. 食事のとり方、入浴、寝具の始末、戸障子の開閉等の社会的訓練 4. 健康管理、清掃等の保健指導 5. 通学児童の予習、復習、学校との連絡調整 6. 運動、音楽、研究製作等の組織的、系統的な指導 7. 公共に対する奉仕、協調心のかん養 8. 夜尿児、病弱児等の処理、問題児に対する指導（ケース・ワーク等） 9. その他児童の生活全般

資料「社会福祉職員専門職化への道」中央社会事業審議会 S.46. 12. 20

2 専門性と専門職

職業における専門性とは、その職務内容を他の職業と区別するものであるという。すなわち、他人の真似ることのできない職務内容ということになる。また別の表現をすれば、職務の本質および内容に関する理論・技術上の専門的特性といえよう。つまり専門性は職務内容の問題であるといわれている。これに対して専門職は職業の制度上の問題であるといわれる。¹⁾

専門性と専門職の関係は、専門性は専門職を支える柱であり、専門性のない職業を専門職と認めることはで

きないが、専門職は専門性にいくつかの社会的要件が附加されたものといえよう。

専門職 (Profession) に関する定義には次のようなものがある。

(1) Geoffrey Millersonの定義²⁾

プロフェッションは、主観的にも客観的にも相応の職業上の地位を認められ、一定の研究領域を持ち、専門的な訓練と教育を経て、固有の職務を行う、比較的地位が高い、非肉体力労働に属する職業を言う。

専門職の公約的的特徴

- ① 専門職は理論に基づいた技術をもつ。
- ② その技術を得るには訓練と教育が必要である。
- ③ 専門職となるにはテストをパスして能力を示さなければならない。
- ④ 行動綱領を守ることによって統一性が維持される。
- ⑤ そのサービスは公衆の福祉につらなる。
- ⑥ その職が組織化されている。

(2) アーネスト・グリンウッドの基準³⁾

- ① 体系的理論に裏づけられた職種であるか。
- ② 専門的権威を持っているか。
- ③ コミュニティが権威を承認しているか。
- ④ 倫理綱領、規定があるか。
- ⑤ 専門的カルチュアがあるか。

(3) 田中未来の定義⁴⁾

- ① 公共性の高いしごと
- ② 人間にかかわるしごと
- ③ 高度の専門的知識および技術を要するしごと
- ④ 独自の理論的体系をもつしごと
- ⑤ 免許または資格を要するしごと
- ⑥ 主体性 (自由裁量権) をもつしごと
- ⑦ 倫理綱領をもつしごと
- ⑧ 社会的評価が高いしごと

養護施設の児童指導員及び保母の職務は、当然専門性が求められようが、専門職についてはまだ相当の問題がありそうに思われる。

なお専門職と専門家の関係について付言すれば、専門職は専門家のうち、前掲の条件を具備した者ということになるであろう。コンピューター技師も飛行機のパイロットも専門家 (スペシャリスト) であるが、専門職ではない。

3 直接処遇職員における専門性

(1) 直接処遇職員と専門職

児童指導員や保母という職種が専門職たりうるかどうかを、前掲の田中未来氏の定義と対照してみたのが図1

である。すなわち、児童指導員や保母と一般の専門職の概念とを比較対照したものではあるが、社会福祉従事者を専門職と言っても差し支えないであろう。

なお図1における専門職度の評価は客観的なスケールによるものではなく、私自身の常識的というよりむしろ独自の尺度で評価したものである。評価に科学性が低いというそしりはあまじう受けざるを得ない。

図1によれば、高い評価がみられるのは、

- ① 公共性が高いこと
- ② 人間にかかわるしごと
- ⑥ 主体性(自由裁量権)をもつしごと

以上のとおりであり、低い評価になったのは

- ③ 高度の専門知識および技術を要するしごと
- ④ 独自の理論的体系をもつしごと
- ⑤ 免許または資格をもつしごと
- ⑦ 倫理綱領をもつしごと
- ⑧ 社会的評価の高いしごと

である。

これを少し分析してみると、高い評価となった項目はいずれも仕事自体の属性である。そして逆に低い評価となった項目は、知識・技術、理論的体系など深く専門性とかかわる要素であり、倫理綱領という、職能全体の努力、理念・意識にかかわる要素である。また、この職種専門性に対する社会一般の認識・評価の低さが、資格取得にあたって比較的容易なものとなっているように思われる。

こうして検討してみると、児童指導員や保母のみならず、23種にわたるといふ⁹⁾社会福祉従事者の大方の職種については、厳密な意味で専門職制を論じるならば、まだその道のりは相当に遠いように思われる。しかし、専門職化することが社会福祉従事者の社会的地位を高め、結果としてよい処遇につながるのならば、専門性を高める努力をする一方、職業倫理を確立するための組織づく

りと倫理綱領づくりに努めなければならないであろう。

なお、職種に対する社会的評価のあらわれのひとつが賃金であろうと考え、賃金センサス(S55年)により保母と他の職種を比較してみたのが表2である。この保母には養護施設等生活施設(収容施設)の保母と保育所の保母とが一緒に集計されているとはいえ、社会的評価は低く、栄養士や幼稚園教諭よりも低くなっている。

またさらに、すでに専門職として確立している職業(医師、弁護士等)と指導員・保母の職務遂行上の相違について比較してみたのが表3であるが、両者の間には、職業の属性としての大きな相違があることがわかる。従って、社会福祉従事者の専門性や専門職制を論じるとき、同じ次元で論じるばかりでなく、必要に応じて異った視点から論じることが大切ではないかと考えられる。

(2) 直接処遇職員の職務における専門性の特質

すでに触れたように、直接処遇職員の専門性に対する社会的評価は高くない。それは、むしろ当然とも言える

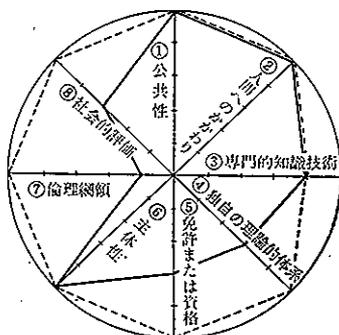
表2 職種別賃金比較表 (単位千円)

職 種	産 業 計 (年齢20~24歳)		年齢(20~24歳)×経 験年数(3~4年)
	きま つて 給 与 額	支 給 す る 現 金 年 間 賞 与 等 特 別 給 与 額	きま つて 給 与 額
プログラマー(♀)	117.8	406.6	118.6
用 務 員 (♀)	114.1	272.1	110.7
栄 養 士 (♀)	117.0	274.3	120.3
薬 剤 師 (♀)	138.3	229.6	167.4
看 護 婦 (♀)	163.1	385.1	137.1
准 看 護 婦 (♀)	136.3	342.1	109.5
幼 稚 園 教 諭 (♀)	111.6	298.4	117.3
保 母 (♀)	110.5	325.3	115.7

表3 直接処遇職員と専門職との職務遂行上の相違

	直接処遇職員	専 門 職
時 間	児童の全生活時間(一日中)	特定の日時
場 面	日常生活の全場面	特定の場面(生活の一場面)
方 法	諸種の方法での処理 広範囲な活動	特定の方法(知識・技術)
職務遂行の基盤となる知識技術	人間理解と人間関係の維持に関する中広い学問領域の知識・技術(心理学, 社会学, 精神医学, 医学, 教育学, 法学, 社会福祉等の知識技術)	特定の学問領域における深い専門的知識・技術

図1 直接処遇職員の専門職度



凡例
実線: 直接処遇職員
点線: 小中学校教員

ことである。他人の真似ることのできない職務内容上の特質を専門性というのなら、社会福祉施設の中でも養護施設では、職務内容のすべてが、一見、誰にでもやれそうに見えることばかりだからである。しかしわれわれは、この一見、誰にでもできそうな仕事の中に、元来専門性が要求されているという認識をもっている。

児童養護において要求される専門性とはどのようなものが少しく分析してみたい。

なお、児童養護において、通常の意味での専門性が強く要求される生活治療や生活訓練に関してはここでは省略し（このような面についての専門性の必要性は容易に紹介しうることなので）、主として養護施設のもつ家庭代替機能についてその専門性を分析してみたい。

① 専門知識・技術の実践的総合化（統合化）のプロセスであること。

他の専門性を要求される職種と、社会福祉従事者の職務との最大の相違は、仕事の内容そのものが人間とのかかわりのあることである。それゆえに、人間と人間の行動を理解し、人間を援助するのに必要なだけ豊富な知識と技術が必要とされるのである。通常の職種において、知識・技術の専門性といえば特定の領域における奥行き深い知識や技術をさすはずであるが、人間を対象とする仕事であるゆえに全く違った知識・技術が要求されるのである。通常の職業における知識・技術の専門性が、深さ、タテ型の専門性だとすれば、福祉職のそれは、広さ、ヨコ型の専門性だといえることができる。児童指導員や保母にあっては、心理学、社会学、精神医学、小児医学、その他の医学、教育学、法学、住居学、家政学等についての基本的知識・技術をもっていることほかに、社会福祉や児童福祉（特に社会資源）に関する知識・技術を修得していなければならないのである。そして人間とのかかわりのある仕事であるゆえに、人間性やこの仕事に対する適性が重要な要素となるのである。

さらに重要なことは、これらの知識・技術を、児童養護の実践の場面で、必要に応じて適切に総合化、統合化を繰り返していかなければならないことである。この総合化、統合化の過程においては、人生の知恵や経験が触媒の役割を果たすことも少なくない。谷昌恒氏は「教育や福祉の仕事ほど、人生の知恵・経験から得られる教訓が大事なものはない」と述べている。⁶⁾

② 人間関係樹立の手段としての雑事

児童が養育される環境として最もよい環境が家庭であることは論をまたない。その最も大きな要素は、本能的な肉親の愛情にはぐくまれ、情緒的な安定のもとに養育されることができるところからである。しかし、養護施設

に入所する児童は、残念ながら、それを期待できない児童ばかりである。こんにち、入所がふえる一方であるといわれる生活治療を要する児童においても同じことである。

したがって、養護施設における養護は、人間関係を樹立することから始められなければならない。多くの児童は家庭生活の中で傷つき、屈折した生活経験をもって入所してきている。こうした子ども達の生活集団の中で、児童と指導員・保母の1対1の信頼関係をつくり出し、また児童同士の関係づけを意図し、さらに集団としてのダイナミックな関係づくりを意図することは極めて高度の知識と技術、そして計画的な配慮が要求される。この関係づけの手段・方法として、一見雑事とされ、専門性を高めるのに障害となっているとさえいわれる掃除、洗濯、繕いもの、配膳等々の仕事が活用されるのである。これらのいわゆる雑事がひとりひとりの児童とのかかわりなしに、全くの雑事として処理されれば、それは無い方がよい仕事であり、専門性を妨げる仕事とされても致し方ないであろう。しかし、これらの諸々の雑事は児童との人間関係を作るのに極めて有効な手段として活用できるはずである。まっ黒に汚れた靴下をゴソゴソと手で洗う姿を意図的に彼に見せて保母としての彼への愛を自然に伝えていくとか、夕食に遅れた高校生の食事を温め直し、食事をとる彼の側で今日の出来ごとを互いに語り合うとか、というようなことである。まっ黒に汚れた靴下をどんなに丁寧に洗ったとしても他の児童の洗濯物と共に無言で、しかも彼が部屋にいない時に届けたのではたしかに洗濯婦にすぎないが、ひとつひとつの場を意図的に活用するために専門性が要求されるのである。そうした計画的な処遇によって児童の情緒は安定し、心身の調和のとれた成長発達が期待されるのである。また、こうした雑事を適切に処理していく姿を児童に見せること、時には共に行うことにより、躰が行われ、日常生活能力が育てられるのである。

③ 集団の中での個別対応

人間は誰でも、その人だけの生育歴をもち、生活歴をもっているものであるが、養護施設に入所する児童の家庭環境、家族の人間関係、生活経験などには大きなバラつきがあるものである。どこにも、家庭において母親の誰かが当り前のこととして行っている養育との違いが存在する。養護施設の職員の誰かが、彼が、どのような人間関係の両親と兄弟の中で育ったのか、両親はどのような価値観をもつ人なのか、

- ・ 両親はどのような文化性をもつ人なのか
- ・ どのような地域社会の、どのような住宅環境で育ったのか
- ・ 健康で順調に育ったのか
- ・ 経済的にはどのような状況の中で育ったのか
- ・ 地域や学校における交友関係はどうだったのか
- ・ 性格や趣味はどうか
- ・ 今までの人生にどのような大きな出来事に出会っているか

等々のどれも知らないのである。

児童ひとりひとりにとって、のぞましい適正な養育をするためには、まず以上のようなことを正確に知り、その事実を的確に分析し、事実の中から洞察し、解釈・判断することによって彼のニーズを的確に把握したうえでこのニーズに対する処遇計画がその心身の発達段階に応じてたてられなければならない。そして専門的な技術によって意図的な処遇が実践されなければならないのである。このようなことがひとりひとりの児童に対して行われるだけでなく、養護施設という集団生活の維持発展についても同じような計画的・意図的な実践がなされなければならないのである。すなわち、のぞましい集団生活の中で、ひとりひとりの児童がのぞましい成長発達をとげるよう専門的な配慮のもとに養育が行われなければならないのである。

4 専門性を高めるための課題

(1) 専門教育と現任訓練の充実

すでに書いたように、養護施設の直接処遇職員には高度の専門性が期待される職種であるにもかかわらず、その社会的評価は低い。社会的評価が低いのは専門性が認められていないためであろう。福祉職における専門性は特殊な面が多いため理解が得にくいという点もあるが現状では、児童指導員や保母の専門性が決して高くないことが要因の一つであることを認めざるを得ない。

期待される専門性を発揮して質的に高い養護実践を行うためには、大学における専門教育を充実するとともに現任訓練を充実することが緊急の課題である。

特に保母の養成は2か年の養成課程で行われていること等のためにその専門性は福祉職のなかでも低い位置づけとなっている。社会福祉士法の試案においても、児童指導員等大部分の職種が「A号社会福祉士」とされたなかで、保母は「イ号社会福祉士」の位置づけになっていた。社会福祉業界においてさえその専門性が評価されていない現在の保母に、のぞましい児童養護を期待するのは無理なことであろう。大学課程における専門教育が

ぞまれる。

また、いったん教育機関を修了すると再教育や現任訓練の機会が乏しい現状であるが、専門職員としての経験に応じた研修の機会が用意され、刺激が与えられ続ける必要がある。

(2) 事例研究を中心とする研修プログラムの作成

研修の効果を高めるためには、充分な準備と企画がなされなければならないが、特に現任訓練にあっては、概念的、理論的内容を超えて、実践的な演習を中心とするプログラムを企画することが必要である。

具体的な例をあげれば、事例研究を中心とし、ひとつの事例のなかから児童のもつ問題を把握する調査の着眼点を学び、児童のニーズを把握する方法とニーズを充足する方法を具体的に学ぶよう企画することが必要である。こうしたひとつの事例を通じて学んだ方法論を一般化することによって、毎日の児童とのかかわりの中で次々と発生してくる問題に臨機応変に対応できる力を身につけていく必要がある。

すなわち、児童養護の過程を事例を通して自分自身で一般化し、一般化された養護の方法をもって個別の事例に応用する力を培っていききたいのである。

5 まとめ

養護施設における直接処遇職員の場合をとって、養護施設の機能のひとつである家庭代替機能を中心にその専門性の必要性を論じてみた。児童のもつ問題が多様化、複雑化するなか、これらの職員にますます高度の専門性が期待されているが、実態がついていないのが現実であろう。

職員の専門性を高め、専門職として確立させるために、教育や研修の機会を充実する一方、職員自身の自主的な意欲的な努力がのぞまれるところである。

(橋本 泰子)

引用文献

- 1) 田中未来編著「保育と専門性」P.4 全国社会福祉協議会
- 2) 重田信一「従事者職務の専門性について」東社協「民間社会事業従事者職務の専門性」P.58,昭和41
- 3) 同上
- 4) 1)に同じ P.153~154
- 5) 鈴木五郎稿「専門職員養成の現状と課題」月刊福祉'81年4月号, P.22
- 6) 谷昌恒稿「いま施設長・職員に問われるもの」児童養護12巻4号 昭和57年

吉沢他：養護過程における児童の人格形成上の課題

参考文献

- 1 養護原理 吉沢英子, 大谷嘉朗 誠信書房
- 2 保育と専門性 田中未来 全社協
- 3 社会福祉の専門職とは何か 鉄道弘済会
- 4 現代のプロフェッション 石村善助 至誠堂
- 5 社会福祉職員専門職化への道 中央社会福祉審議会
全社協
- 6 児童養護(季刊誌) 全社協養護施設協議会
- 7 日本総合愛育研究所紀要第17集 日本総合愛育研究
所